

広島市止水板設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、降雨による浸水被害を軽減するため、止水板を設置する者に対し、予算の範囲内において、その設置に要する経費の一部についての補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 建物等の出入口等に設置して浸水を防除する設備であって、次の各号に掲げる条件全てを満たすものをいう。
 - ア 金属等の浸水に耐え得る材質でできていること。
 - イ 取外し又は移動が可能なこと。
 - ウ 繰り返し使用が可能なものであること。
 - エ 止水板として販売されている製品であること。
- (2) 対象建物等 住宅、マンション、店舗、事務所等（これらに付属する駐車場を含む。）をいう。ただし、国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人（以下「公共団体等」という。）の所有に属する建築物を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるもののいずれか又は全てを行うものであって、補助金交付決定後に着手したものとする。

- (1) 止水板の購入
- (2) 止水板の設置に必要な工事

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市市街化区域のうち、過去に浸水被害が発生し、又は浸水被害が発生するおそれがある対象建物等の所有者又は使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 市税、下水道使用料又は下水道事業受益者負担金若しくは分担金を滞納している者
- (2) 第2条第2号に規定する公共団体等
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 売買等を目的とした建物等に止水板を設置する者

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金の交付は、同一の敷地について1回のみとする。ただし、本補助制度を利用して止水板を設置した日から、20年を経過した場合は、この限りではない。

（補助対象経費及び補助金額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助対象事業の実施費用とする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 第3条第1号の事業に係る止水板の購入代金以外の費用
 - (2) 第3条第2号の事業を自ら行う場合に要する費用
- 2 前項の補助対象経費は、申請者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限り、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (1) 個人事業者ではない個人
 - (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
 - (3) 免税事業者
 - (4) 簡易課税事業者
 - (5) 消費税法別表第3に掲げる法人
- 3 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で50万円を上限とする。ただし、得られた額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業着手前までに、広島市止水板設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図
- (2) 止水板設置場所の平面図
- (3) 止水板構造図（仕様書、パンフレット等）
- (4) 第3条に規定する補助対象事業の見積書
- (5) 建物の登記事項証明書、住民票等、対象建物等の所有者又は使用者であることが確認できる書類
- (6) 止水板を設置しようとする場所の写真
- (7) 広島市税の納税証明書の原本（「市税について滞納がない旨」の証明書）
- (8) その他、市長が必要とする書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を広島市止水板設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金を交付しない旨の決定をし、その旨を広島市止水板設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了するまでの間に申請の内容に著しい変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、遅滞なく、広島市止水板設置補助金交付変更（中止）申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 自然災害その他やむを得ないと認められる事情により、補助対象事業が交付決定と同一の年度に完了せず、第10条に定める実績の報告ができないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。

(実績の報告及び交付の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了後、その完了の日から40日を経過する日又は交付決定の年度の別に定める日のいずれか早い日までに、広島市止水板設置補助金実績報告書兼交付請求書（様式第

5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置完了写真
- (2) 支払額を証明する書類（領収書の写し等）

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、当該実績報告書に係る補助対象事業の実績が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島市止水板設置補助金額確定通知書（様式第6号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定を取り消し、また、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 正当な理由がなく、補助対象事業を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第10条に定める日までに実績報告書の提出がないとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を広島市止水板設置補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（止水板等の管理及び保管）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業によって取得した止水板を良好に維持管理し、及び適切に保管しなければならない。

- 2 補助対象事業によって取得した止水板を補助金の交付目的以外に使用し、又は担保に供してはならない。また、当該止水板を、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。
- 3 第10条第2号の支払額を証明する書類（領収書等）の原本を事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任規定)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。